

各 部 局 長 様  
教 育 長 様  
各委員会事務局長 様  
議 会 事 務 局 長 様  
県 警 本 部 長 様

保 健 福 祉 部 長  
〔 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス  
感 染 症 対 策 本 部 事 務 局 長 〕

新型コロナウイルス感染症に係る全数届出の見直しについて（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃より御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）施行規則を改正し、発生届の全数届出を 9 月 26 日より全国一律で見直す方針が示されたことから、本県の取扱いについて下記のとおり定め、同日より運用する予定としておりますのでお知らせいたします。

つきましては、本通知に基づく対応の御協力をお願いするとともに、関係機関へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

また、各市町村には別途通知していることを申し添えます。

#### 記

### 1 見直しの趣旨

#### （1）概要

国の方針により、高齢者等重症化リスクの高い方を守ることを目的に、感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象が重点化されます。

これにより、医療提供体制を維持しつつ、療養者が安心して自宅療養できる環境の整備を図ってまいります。

#### （2）療養の考え方について

高齢者や基礎疾患を有する方、子ども（特に未就学児）については、医師の判断で発生届の対象となることも考えられることから、これらの方は医療機関（かかりつけ医、診療・検査医療機関等）の受診を基本とします。

軽症かつ重症化リスクが低い方は、抗原定性検査キットによる自己検査等（※1）の実施や福島県陽性者登録センター（※2）の活用が可能な体制を継続し、療養中は福島県フォローアップセンターによる体調悪化時等の相談体制をとってまいります。

※1：抗原定性検査キットによる自己検査等

抗原定性検査キットの市場流通（OTC化）が開始されたほか、重症化リスクが低い有症状者や濃厚接触者を対象に福島県検査キット配布センターから抗原検査キットの配布が可能であること、感染の不安を感じる無症状者を対象に薬局等での無料検査が可能であることなど、医療機関を受診せず検査できる機会が設けられています。

※2：福島県陽性者登録センター

重症化リスクの高い方が適切に受診できる体制を確保するため、自身で実施した抗原定性検査キット等の検査結果が陽性であった方のうち、症状が軽く医療機関の受診を必要としないと判断できる方を対象に、オンライン申請により、医師が診断して陽性者の登録を行います。なお、同センターでは薬の処方はいりません。

## 2 運用開始日

令和4年9月26日（月）から

## 3 見直しの内容

### （1）発生届の対象の限定

感染症法施行規則の一部を改正する省令の公布により、医療機関からの発生届出の対象を以下の4類型に限定します。

また、医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した患者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、これによらず、全数が発生届の対象となります。

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④妊婦

### （2）公表の方法

**保健所単位（医療機関所在地別）で集計し公表**することとなります。これまでは、新規感染者数を市町村別、男女別、年代別に公表していましたが、**今後は、届出対象外の方の詳細情報を把握できないことから市町村別での集計は不可能**となります。

### （3）発生届出対象外の陽性者への対応

#### ①療養の案内方法

発生届の有無にかかわらず、コロナと診断された方については、感染症法第44条の3に従い、療養期間中の外出自粛（自宅療養）をお願いすることになります。医療機関受診時に陽性者に配布するチラシや、福島県陽性者登録センターで登録時に送られるメールのほか、県ホームページなどでも、症

状態悪化時の相談や療養時の支援体制、療養期間中の過ごし方などを確認いただける体制をとることとします。

## ②体調悪化時等の連絡先

福島県フォローアップセンター（0120-897-089）において、**発生届の有無に関わらず、24時間体制で健康相談等に対応できる体制をとります。**同センターでは、必要に応じて保健所等と情報共有できる仕組みとし、支援を必要とする方をサポートしてまいります。なお、直接受診や処方への対応はできません。かかりつけ医や診療・検査医療機関をご案内することとなります。

## ③支援体制（宿泊療養相談や生活支援物資の調整）の継続

福島県フォローアップセンターでは、上記の体調悪化時の相談に加え、**宿泊療養相談、生活支援物資の調整についても引き続き支援**してまいります。

上記支援に際しては、陽性者であることの確認をさせていただくこととなりますので、相談される際には、以下のような書類を手元に準備していただく必要があります。また、本人から診断日・診断医療機関名を聞き取るなどの方法により、確認を行います。

＜陽性であることを確認するために提示を求める書類例＞

- ・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかる書類
- ・コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・PCR検査等を実施する検査センターの検査結果
- ・陽性者登録センター等の登録完了メール
- ・医療機関から配布されるチラシ
- ・診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- ・診療費請求書兼領収書（コロナ診療に関する記載が確認できるもの）

## ④療養証明書の発行

発生届対象となる方については、HER-SYS登録が行われ、My HER-SYSの療養証明書の活用が可能ですが、**発生届対象外の患者については、今後、My HER-SYSや紙の療養証明書の発行は行いません。**

保険金請求等のために新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認できる書類を必要とする場合は、各保険会社に問い合わせをしていただくこととなります。

また、企業や学校への復帰する目的においても、療養証明書を発行することはありません。

## ⑤その他

### ア)療養期間等について

発生届出の有無に関わらず、陽性者に対しては療養解除基準が適用され、法律に基づく外出自粛が求められます。また、その濃厚接触者に対しても待機期間が適用されますのでご留意願います。

イ) 他医療機関受診の場合

他の医療機関で既に診断されている方が別の医療機関を再度受診する場合は、必ず陽性者であることを事前に教えてください。その際、陽性者であることの確認を求められる場合がありますので、最初に受診した際の診療明細書や検査結果書、医療機関受診時に陽性者に配布するチラシなどを御持参ください。

(4) 発生届出対象の方への対応

発生届の対象の方への取り扱い及び支援内容は、変更ありません。引き続き、保健所を中心に、療養調整や健康観察など支援を継続してまいります。

### 3 その他

- (1) 接触確認アプリ (COCOA) について、発生届の提出を前提として機能する仕組みであることから、機能停止となる見込みです。